

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第6回）

次 第

日時 令和7年7月14日（月）
午後3時

場所 つくば市役所本庁舎6階
第1委員会室

1 開 会

2 議 事

下水道使用料に関する答申について

3 その他

4 閉 会

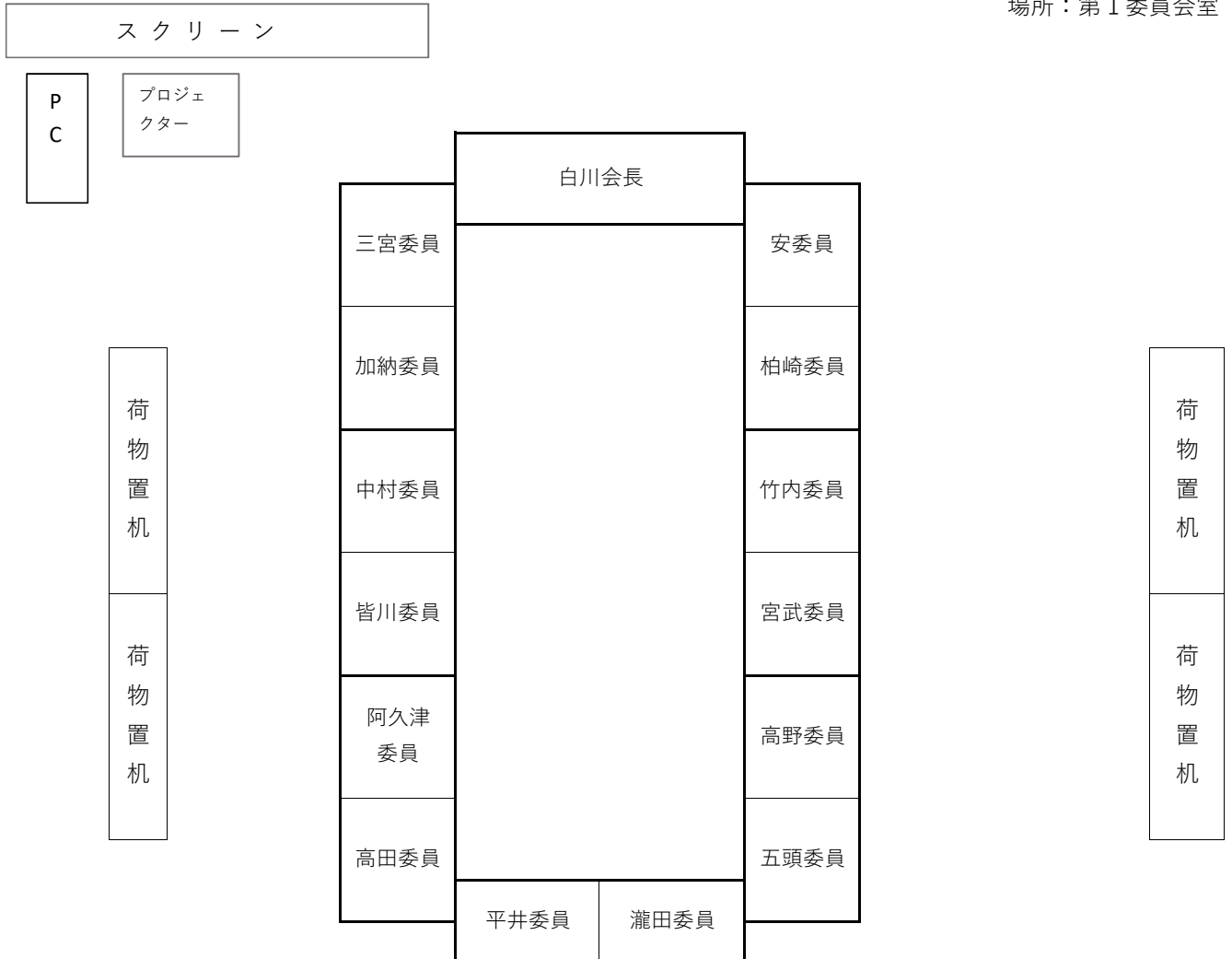
資 料 一 覧

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第6回）

- 資料1 答申書
- 資料2 修正箇所及び答申へのご意見
- 資料3 スケジュール

つくば市上下水道審議会（下水道事業 第6回） 座席表

場所：第1委員会室



上下水道局 木村局長	上下水道局 渡辺次長	下水道総務課 桜井課長	下水道総務課 山下補佐	下水道総務課 荒木係長	上下水道業務課 小川課長	下水道工務課 富田課長	下水道工務課 青柳補佐
---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------

下水道総務課 土田主任	下水道総務課 藤井主事	下水道総務課 佐伯係長	下水道総務課 飯竹主任	上下水道業務課 大浦係長	上下水道業務課 栗原補佐	下水道工務課 橋本係長	下水道工務課 加納係長
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

水道総務課 水橋課長	水道総務課 石渡補佐	水道総務課	水道総務課	委託業者	委託業者	下水道工務課 小松係長	
---------------	---------------	-------	-------	------	------	----------------	--

ベルトパーテーション

傍聴人席

入口

つくば市上下水道審議会 委員名簿

任期：２年（令和７年１月28日から令和９年１月27日まで）

氏 名	ふりがな	所 属 等	条例における選出	
白川 直樹	しらかわ なおき	筑波大学システム情報系 准教授	学識経験者	１号
三宮 武	さんのみや たけし	元国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長	学識経験者	１号
加納 誠介	かのう せいすけ	日本政策投資銀行職員 (産業技術総合研究所)	学識経験者	１号
中村 道子	なかむら みちこ	公認会計士	学識経験者	１号
皆川 幸枝	みながわ ゆきえ	元つくば市議会都市建設委員会委員長	学識経験者	１号
阿久津 裕子	あくつ やすこ		市民	２号
高田 佳恵子	たかだ かえこ		市民	２号
平井 美季	ひらい みき		市民	２号
瀧田 風歌	たきた ふうか		市民	２号
五頭 泰誠	ごとう やすまさ	つくば市議会議員	市議会の議員	３号
高野 文男	たかの ふみお	つくば市議会議員	市議会の議員	３号
宮武 晃司	みやたけ こうじ	筑波研究学園都市交流協議会 企画調整委員会長 (国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官)	関係行政機関の職員	４号
竹内 秀治	たけうち ひではる	つくば市工業団地企業連絡協議会 (荒川化学工業株式会社)	関係行政機関の職員	４号
柏崎 元治	かしわざき げんじ	茨城県企業局県南水道事務所長	関係行政機関の職員	４号
安 正弘	やす まさひろ	茨城県流域下水道事務所長	関係行政機関の職員	４号

(敬称略)

7 水審第 号
令和 7 年（2025 年）7 月 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市上下水道審議会
会長 白川 直樹

答申書

令和 7 年（2025 年）1 月 28 日付け 6 下総第 444 号で諮問のありました
下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号）第
2 条第 4 号に定める下水道使用料に関する事（下水道使用料の改定）。

下水道使用料に関する答申

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除という役割を有する、市民生活にとって必要不可欠なインフラである。

つくば市の下水道事業を取り巻く環境は、将来的な人口減少や節水型社会の進展による水需要の停滞に加え、下水道施設の老朽化対策及び未普及地域の解消等、多くの課題がある。

下水道事業は、一般会計との適切な費用負担の下、経費をその事業経営に伴う収入によって賄う独立採算が原則であり、将来にわたって安定的かつ自立性をもって事業を継続する必要がある。

中長期的な経営の基本計画として、令和6年10月に「つくば市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」とする。）が策定され、経営戦略の投資・財政計画では、施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）の財源の確保や基準外繰入金^aの減額等を踏まえ、令和8年度に平均改定率20%、令和13年度に平均改定率17%の使用料改定が計画されている。

本審議会では、令和8年度の下水道使用料の改定に関して、令和7年1月に市長からの諮問を受け、計6回にわたって審議を行った結果、次のとおり意見を集約したので答申する。

a 総務省の定める繰出基準とは別に、つくば市独自で定める基準に基づく一般会計からの繰入金のこと。

1 使用料改定の内容

(1) 使用料体系

現在、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制と、排出量の増加に応じて 1 m³当たりの使用料単価を高く設定する累進使用料制を組み合わせた使用料体系となっている。

これは、下水道法の趣旨^bに照らして合理的であり、多くの団体でも採用されているため、維持することが妥当であると判断した。

なお、基本水量制^cは、基本水量内における使用者間の公平性等の観点から採用しないものとする。

(2) 基本使用料

使用水量の多寡に関わらず発生する固定的経費は、その性質上、本来は基本使用料で回収するべきものである。

しかし、現在の使用料体系では、使用料対象経費のうち基本使用料で賄うべき固定的経費の割合が 57.1%であるのに対し、使用料収入に占める基本使用料収入の割合が 8.3%と著しく低い状況であり、安定的な経営のためには、使用料収入に占める基本使用料収入の割合を引上げる必要がある。

今回の改定においては、污水处理施設の能力に対する日平均汚水量の比率^dに基づき、固定費の基本使用料への配賦割合を 25%とし、基本使用料の単価を 2 か月当たり 1,200 円（税抜き。以下同じ。）引き上げ、1,700 円とすることが妥当であると判断した。

b 下水道法第 20 条第 2 項には、使用者が排除した下水の量等に応じた妥当な使用料であること、特定の使用者に対して不当な差別的取扱をする使用料であってはならないこと等が定められている。

c 基本水量を設け、その範囲で原価を下回る水準の定額制をとる制度のこと。

d 污水处理場は日最大汚水量に対応できるように設計されており、日最大汚水量：日平均汚水量は 1：0.75 と規定されている。

(3) 従量使用料（水量区分及び累進度）

今回の改定においては、基本使用料を大きく引き上げることに伴う小口需要者への激変緩和措置として、使用水量 1 ～10 m³の区分を新たに設け、1 m³あたりの従量単価を 80 円とし、それ以外の区分については単価を 10 円ずつ引き上げることが妥当であると判断した。

これに伴い、最も高い従量単価を最も低い従量単価で除した値である累進度は、現行の使用料体系が「1.15」であるのに対し、改定後は「2.0」となり、県内平均の「1.52」を上回る結果となった。

2 改定後の使用料表（案）について

表 1 に現行使用料表、表 2 に改定後使用料表（案）、表 3 に改定前後の使用料を比較する目安として水量別の使用料表を示す。

表 1 現行使用料表 ※ 2 か月、税抜

基本使用料	従量使用料（1 m ³ 当たり）	
	汚水量	金額
500 円	～ 40 m ³	130 円
	41～200 m ³	140 円
	201 m ³ ～	150 円

表 2 改定後使用料表（案） ※ 2 か月、税抜

基本使用料	従量使用料（1 m ³ 当たり）	
	汚水量	金額
1,700 円 (+1,200 円)	～ 10 m ³	80 円（－50 円）
	11～40 m ³	140 円（＋10 円）
	41～200 m ³	150 円（＋10 円）
	201 m ³ ～	160 円（＋10 円）

表3 水量別の使用料表 ※2か月、税抜

水量	改定前使用料	改定後使用料	差額	改定率
10 m ³	1,800 円	2,500 円	+700 円	38.9%
20 m ³	3,100 円	3,900 円	+800 円	25.8%
40 m ³	5,700 円	6,700 円	+1,000 円	17.5%
100 m ³	14,100 円	15,700 円	+1,600 円	11.3%
200 m ³	28,100 円	30,700 円	+2,600 円	9.3%
500 m ³	73,100 円	78,700 円	+5,600 円	7.7%
1,000 m ³	148,100 円	157,800 円	+10,600 円	7.2%

3 附帯意見

(1) 下水道使用者への丁寧な説明について

使用料体系を変えた部分については、改定に至った理由を含め下水道使用者に対し丁寧な説明を行うこと。

また、令和7年度の水道料金改定に引き続きとなることから、今回の改定は下水道使用料であることが分かるようにすること。

(2) 使用料体系の定期的な検証と見直しについて

基本使用料に配賦する固定費の割合を高めたことで経営の安定性は増すが、小口需要者への激変緩和措置により大口需要者の負担は大きくなり、累進度が県内平均よりも高くなった。累進度の適切な水準を定める公的な基準は無いが、過度に高い累進度は、下水道経費の性質からみて使用者間の公平性に反するとともに、大口需要者の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、下水道事業の長期的な事業経営に負の効果が生まれて将来世代に影響を与え、結果的に小口需要者の負担増を招くことも懸念されることから、将来的な累進度のあり方については十分に検討すること。

今後の使用水量の変動等を注視し、改定後の使用料収入が計画と乖

離していないか定期的に確認すること。なお、大きな乖離がみられた場合、経営戦略で計画されているとおり、投資・財政計画も含めた計画の全体的な見直しを検討すること。

(3) 資産維持費について

資産維持費については、将来のあるべき姿を見据えた投資・財政計画に基づき算定する必要があるため、今後の国の指針や他自治体等の動向に注視し、情報収集に努めること。

(4) 今後の審議会に向けて

経営戦略では、令和 13 年度にも使用料改定が計画されているが、今回の審議事項に加え、次回の使用料改定において議論すべきポイント等が引き継がれるよう記録しておくこと。

(5) その他

事業環境の変化や効率化に向けた新技術の導入等については、先進自治体事例や国の動向、経営見通し等を考慮し、可能性を検討すること。

以上

下水道使用料に関する答申について

資料 2

軽微な修正を行った箇所

- 1 (1) 使用料体系…基本水量制に関する脚注を追加しました。
- 2 改定後の使用料表（案）について…表 1・表 2 中「従量料金」を「従量使用料」に修正しました。
- 3 (2) 使用料体系の定期的な検証と見直しについて
「大口需要者の市外転出や自己処理への転換」は「過度に高い累進度」によって引き起こされるものであることが分かるよう、「公平性に反する。また、」を「公平性に反するとともに、」に修正し、前後の繋がりを明らかにしました。

（修正前）

過度に高い累進度は、下水道経費の性質からみて使用者間の公平性に反する。また、大口需要者の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、



（修正後）

過度に高い累進度は、下水道経費の性質からみて使用者間の公平性に反するとともに、大口需要者の市外転出や自己処理への転換を誘発することとなれば、

答申の内容に係るご意見

- ・ 3 (2) 使用料体系の定期的な検証と見直しについて

「小口需要者への激変緩和措置により大口需要者の負担は大きくなり」とあるが、以下の理由から、大口需要者の負担が大きくなったとは思えないため、当該文言を削除してほしい。

- ・（大口需要にはあまり影響のない）基本使用料が3.4倍の1,700円に引き上げられる
- ・ 他自治体では大口側の単価が200円を超える自治体もあり、つくば市の大口側の単価は決して高くない
- ・ 現行の使用料体系と比較し、～10m³以外の各区分における従量単価は全て10円増のため、増額幅は一律である

（修正案）

基本使用料に割り当てる固定費の割合を高めたことで経営の安定性は増すが、~~小口需要者への激変緩和措置により大口需要者の負担は大きくなり、~~累進度が県内平均よりも高くなった。

- ・ その他…低所得世帯への使用料減免について言及してほしい。

（追記案）

「近年、ガソリンや食料品など、多くの生活必需品の物価高騰が続いており、年金世帯を含む低所得世帯にとって、公共料金の値上げは影響が大きい。しかし、下水道事業は受益者負担の原則に基づいており、低所得世帯を対象とした使用料減免を行うと、その減収分を他の利用者が実質的に補填する不公平が生じることになるため、使用料減免については、一般財源を用いた福祉施策として検討されたい。」

スケジュール

開催時期等			主な審議事項・内容	備考
令和 7 年	1月28日(火)	第1回	諮問 下水道使用料の改定について	
	2月26日(水)	第2回	使用料体系について 使用料対象経費の配賦について	
	3月26日(水)	第3回	基本使用料と従量使用料について	
	5月16日(金)	第4回	基本使用料と従量使用料について 累進度と累進段階について	
	6月2日(月)	第5回	従量使用料について 累進度と累進段階について	
	7月14日(月)	第6回	答申について	
	7月30日(水)	—	市長への答申	
	9月	—	下水道条例改正案を市議会に提出(予定)	
令和 8 年	4月	—	下水道使用料改定(予定)	